

件名	個人情報の保護に関する法律施行条例
主管課	広報広聴課
根拠法令等	デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年5月19日公布、令和5年4月1日ほか施行）
<p><b>【制定の概要】</b></p> <p>1 趣旨（第1条） 個人情報の保護に関する法律の施行に関し必要な事項を定める。</p> <p>2 定義（第2条） 実施機関は、知事、公営企業管理者、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会、県設立地方独立行政法人</p> <p>3 個人情報取扱事務の登録及び閲覧（第3条） 実施機関は、個人情報取扱事務について、登録簿を備え、一般の閲覧に供しなければならない。</p> <p>4 開示決定等の期限等（第4条、第5条） 開示決定等は14日以内。事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、30日以内に限り延長可能。開示請求に係る保有個人情報が著しく大量で、事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合は、相当の部分を期間内に開示決定等し、残りの部分は相当の期間内に開示決定等</p> <p>5 開示請求に係る手数料等（第6条） (1) 実施機関（県設立地方独立行政法人を除く。）に納付しなければならない手数料は、無料 (2) 地方公共団体等行政文書の写しの交付を受ける者は、当該写しの作成・送付に要する費用を負担</p> <p>6 訂正決定等の期限等（第7条、第8条） 訂正決定等は29日以内。事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、30日以内に限り延長可能。訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、相当の期間内に訂正決定等</p> <p>7 利用停止決定等の期限等（第9条、第10条） 利用停止決定等は、29日以内。事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、30日以内に限り延長可能。利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、相当の期間内に訂正決定等</p> <p>8 行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料（第11条） 行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を実施機関（県設立地方独立行政法人を除く。）と締結する者が納付しなければならない手数料の額を規定</p> <p>9 実施状況の公表（第12条） 毎年、実施機関における保有個人情報の開示等の実施状況を取りまとめ、その概要を公表</p>	
施行日	令和5年4月1日
<p><b>【その他参考事項】</b></p> <p>デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律による個人情報の保護に関する法律の改正（個人情報保護制度の見直し）の概要（関係箇所）</p> <p>①個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律を1本の法律（個人情報保護法）に統合するとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても統合後の法律において全国的な共通ルールを規定</p> <p>②個人情報の定義等を国・民間・地方で統一するとともに、行政機関等での匿名加工情報の取扱いに関する規律を明確化</p>	